

年金制度改革¹

世代間公平を目指して

神戸大学 田中康秀研究会

少子高齢化分科会

塩山裕人 村岡瞳

青山麻美 市川淳一 井本博己

大野英子 小林峻也 谷川健斗

富田万喜 西尾隆 西川太基

2011年12月

¹本稿は、2011年12月17日、18日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2011」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、田中康秀教授（神戸大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

年金制度改革

世代間公平を目指して

2011年12月

要約

現在、日本は世界でも類をみない速さで少子高齢化が進行している。高齢者人口は、年々上昇し、今後もその流れは変わらないことが予想される。また同時に、少子化も進行している。1人の女性が一生の間に産む子供の人数を表した指標である合計特殊出生率は1.3前後で推移している。それにもなると、生産年齢人口も年々減少していくことが予想される。

今、日本で採用されている年金制度は、現役世代から徴収した保険料を高齢者に年金として給付する賦課方式を採用している。賦課方式は人口構造に大きく左右される制度であり、少子高齢化が進む現在の日本にはそぐわないものとなってきている。実際、1人の高齢者を何人の現役世代で支えるかを示す指標である年金扶養率も上昇している。高齢者は支払った保険料に対して高い給付を受けているが、それに比べ、若年世代ほど負担が大きくなってきているのである。つまり、世代間格差が進行しているのである。

本稿では、世代間格差を解消し、将来世代の負担を軽減するために、現在の賦課方式を積立方式に移行することを目標として進めていく。

そもそも積立方式とは、現役世代のときに納めた保険料を自分の老後に受け取るという年金制度であり、人口構造に影響されないという特徴がある。したがって、少子高齢化が進行している現在の日本には適した制度であるということが出来る。

しかし、積立方式に移行するためには、解消しなければならない問題がある。具体的には、積立方式への移行時に発生する二重負担、物価変動への対応、給付に関する問題の3つである。

まず、二重負担の問題について述べる。二重負担とは賦課方式から積立方式への移行により、高齢者への年金を支払うための保険料と、自分たちの老後の年金を支払うための保険料の両方を負担しなければならない世代が生まれるというものである。二重負担を解消するために、相続税の増税により財源を賄うという方法を提言する。相続税である理由としては、高齢者世代において過剰貯蓄の割合が高い傾向にあるので、彼らに対して課税を行うことで、世代間格差を緩和できると考えたからである。さらには現在の相続税において基礎控除などもあるので、相続税の課税対象者の割合は低い水準にあるので、他の税を増税するよりも低所得者などに対する負担が少なくなるといえる。相続税で賄うにあたっては、遺産総額に対して基礎控除を適用する前に一律に課税を行う。そのうえで、現在の相続税の制度も継続していく。このような、政策を行っていくことで、世代間格差などに考慮しながらも二重負担の解消を進めていけると考える。

次に、物価変動への対応について述べる。積立方式は物価変動に対応できない、つまりインフレのリスクに対して非常に脆弱であるという問題について考察する。インフレが続くと積み立てたお金の価値が目減りし、老後の生活に必要な年金を受け取れなくなってしまう恐れがあるということである。対応策としては、物価連動国債などを利用し、運用利回りを向上させることで年金積立金を増やしていき各世代に優劣のないように給付を行う。資金運用収益で余った金額は実質価値変動分の予備としての変動準備金として貯蓄しておく。また、準備金が不足した場合には国庫が負担をして補てんを行うものとする。それでも財源が足りなくなった時には消費税、法人税、相続税などをさらに調整をしていく必要がある。このようにすれば世代内のみで財政収支を行うために世代間格差は生じることがなく、公平なものになると考えられる。

最後に、積立方式の保険料及び給付方法について述べる。保険料に関しては全国一律で同額を納付させる。給付方法に関しても保険料同様、毎月同額の給付を行う。その上で必要な保険料

の半額を消費税の増税によって集めた資金と現在使われている国庫負担によってまかなうことにする。

以上のような政策を行うことにより、年金制度を現在の賦課方式から積立方式に移行することを提言する。

目次

はじめに

第 1 章 少子高齢化と年金の展望

- 第1節 少子高齢化の現状
- 第2節 現在の年金制度と諸問題
- 第3節 世代間格差の進行
- 第4節 賦課方式の終焉
- 第5節 これからの年金制度

第 2 章 年金積積立方式

- 第1節 積立方式とは
- 第2節 積立方式に対する批判
- 第3節 積立と賦課の比較
- 第4節 積立方式の種類
- 第5節 我々の考える積立方式

第 3 章 分析編

- 第1節 世代重複モデル
- 第2節 二重負担問題の解決
- 第3節 物価変動に対して

第 4 章 国民のための年金改革

- 第 1 節 年金の給付方法
- 第 2 節 二重負担解決策
- 第 3 節 年金積立化実現への課題

先行論文・参考文献・データ出典

はじめに

われわれは、若い世代である。これからの日本を背負う世代である。そんな我々が就職活動などで将来を考える岐路に立つ時、どうも感じるのは閉塞感である。今の日本の社会を知れば知るほど、若年層の首をしめ、高齢世代が甘い汁を吸うという構図に日本が向かっていることを感じないではいられない。我々の若い世代がそう感じてしまうのはなぜだろうか。

非正規雇用、新卒一括採用、国債を発行し続ける国家財政、少子高齢化、教育や研究費の削減、子供手当の縮小、東北大震災の復興、若い世代に押し付けられた社会問題は山積みである。この様な様々な問題は、日本経済の将来を間違いなく暗くまた、不安定なものにしている。日本は、年老いていく世代の既得権益の維持や、保守的な社会構造に向かい、若い世代の生産性の成長を蝕んでいる。

以上のような傾向は、経済が成熟した国ではよくある傾向ではある。さらに多数決の民主主義では、超高齢化が進む日本では、高齢世代に有利な制度が生じるのは自然であるのかもしれない。だが、このまま若年世代や、将来世代の不平等に目を背けていては、日本という国が衰退するのは目に見えている。やはり将来の日本を支えるのは、若い世代やこれから生まれてくる世代である。彼らに十分な成長基盤や環境を用意出来なければ、高齢世代にいくら貯蓄や年金があっても将来世代の生産する財、サービスの過小供給が生じることに繋がってしまう。今こそ日本の将来を考えて、政策を考えるべきなのではないのか。そして我々の将来世代ができることは、今、大人たちが目を背けている世代間格差について社会に訴えかけることではないか。

以上のような問題意識を持ち、中でも我々は年金問題を取り上げ、本稿の執筆にあたった。以下本稿の流れを説明する。

まず第1章では少子高齢化の進行をまとめ、現行制度では人口動態に対応が出来ないということから、今後の現行制度維持が困難であることを述べる。次に第2章では人口構造の変化に強い積立方式の特徴を述べる。そして賦課方式との比較を交えながら我々の理想とする所得比例部分を除いた積立方式について触れる。第3章では我々の理想とする積立方式を念頭に置きながら分析を行う。世代重複モデルでは二つの年金制度の収益率の比較を行う。また積立移行に伴う問題である二重負担の解決方法、基礎年金部分の給付水準の分析も行う。第4章の政策提言では分析結果を基に実現に向けた財源の徴収法などを述べる。

第1章 少子高齢化と年金の展望

第1節 少子高齢化の現状

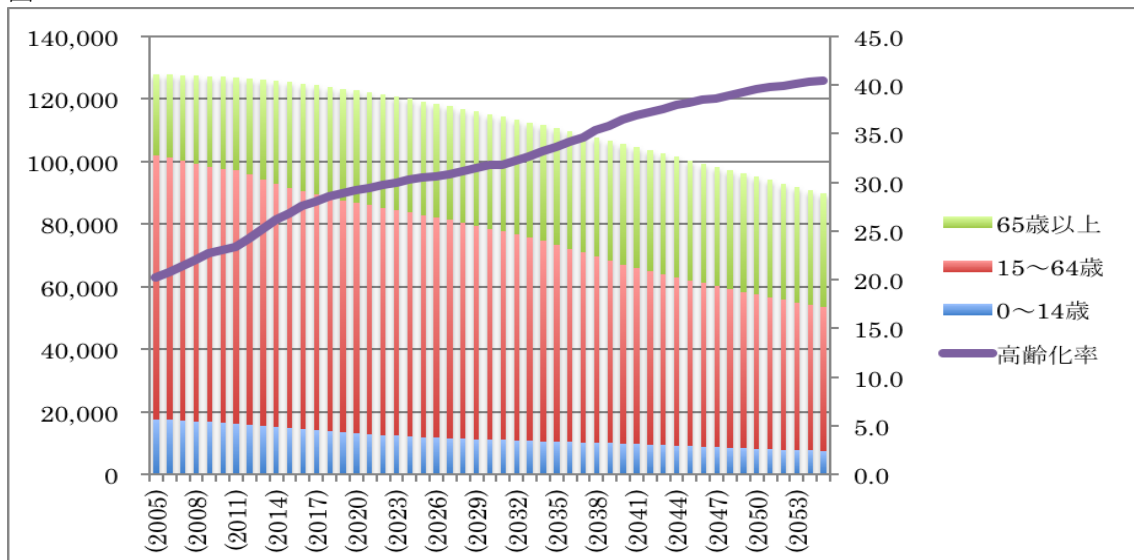
1-1 高齢化の進行

現在日本では、急速に少子高齢化が進行している。2000年には全人口の約16%が65歳以上の高齢者であった。しかし、平成22年の我が国の総人口1億2806万人に対し、高齢者人口は2958万人であり、23.1%にのぼる。高齢者人口のうち65～74歳人口（前期高齢者）は11.9%、75歳以上人口（後期高齢者）は11.2%である。高齢者人口は「団塊の世代」が65歳になる2015年には3000万人を超え、その後も増加していき、2042年以降高齢者人口は減少に転じるが、総人口が減少する中で高齢化率は上昇していく（図1）とみられている。

1-2 出生率の推移

出生率は1970年代の第2次ベビーブーム移行減少し続けており、2005年に最低の出生数および出生率を記録した。2006年からはわずかに回復しているものの、2010年の合計特殊出生率は1.39と、非常に低い水準となっている。年少人口（0～4歳）は、出生数の減少により、第2次世界大戦後、減少してきており、1997年には高齢者人口よりも少なくなった。生産年齢人口（15～64歳）は、少子化の流れを変えられず、また、女性・障害者・高齢者などの働く意思と能力を持つすべての人の労働市場への参加が進まなかった場合、2050年には現在の3分の2弱にまで減少してしまうとみられている。

図1



(出所) 国立社会保障 人口問題研究所 「平成18年将来人口推計」 より作成。

第2節 現在の年金制度と諸問題

本節ではわが国の現行の年金制度について説明していく。

現在年金の種類は、公的年金、企業年金、個人年金の3種類に大別でき、それぞれ管理運営は、国、民間の保険会社等が主体となっている。国が法律に基づき管理運営に当たっている公的年金が現在様々な問題を生じ議論になっている。その中でも我々の論文のテーマである賦課方式維持不可による新制度への移行こそ年金の未来を左右する問題である。以下、なぜ現行の制度に対しなぜ我々が問題意識を持っているか説明するに当たり、基礎的な年金の仕組みに触れておく。

2-1 公的年金の意義

まず一つ目にあげられる意義は、モラルハザードを防ぐことである。モラルハザードとは、一生かけて貯蓄しても生活保護程度の生活水準しか得ることが出来ないのであれば、生活保護に頼るもしくは最初から貯金しないというように、生活保護制度のために貯蓄をしなくなる問題である。ここで公的年金を強制加入にする事で無駄な政府支出を防ぐ。

次に、年金が持つ逆選択という問題を防ぐことである。これがあるために、市場では公平な終身年金が存在しにくい。逆選択とは、被保険者の給付確率に関する情報を保険会社は正確に知り得ることが出来ないために、それぞれ個人の給付確率に見合う保険金額を課することが出来ない。それに対し、被保険者は自分の給付確率に関するより正確な情報を持っているため、給付確率が高い人ばかりが被保険者になることを選択することである。逆選択性が強いと保険料が高くなるために高い保険料をかけざるを得ないが、こうなると給付確率が中位の人までは保険から抜けてしまう。これによって、保険料はますます高くなるから大多数の人を対象とした保険が市場に存在しなくなる。年金加入者は、自分の健康状態に関しては多くの情報を持っているが保険会社は情報を持っていない。加入者と保険会社との間に給付確率に関する異なる情報を持っていることを、情報の非対称性という。もし情報の非対称性が無ければ、保険会社は長生きしそうな人にだけ高い保険料をかけ、早死にしそうな人に低い保険料をかける。そうすると逆選択は起きず、公平な年金が存在する。情報の非対称性があるから逆選択という問題が引き起こされるのである。したがって、健康保険や年金などの情報の非対称性の強い保険サービスに関しては、国民全体をひとつのグループとして強制加入させることにより、逆選択の問題を防ぐことが出来る。

2-2 現制度の概要

まず年金の基本となっているのが、上記の公的年金である。これは加入するかしないかについて国民が自ら選択することはできない強制加入の形式をとっており、現役世代の納付する保険料を高齢世代に充てているが、これが賦課方式である。公的年金は2階建ての構造で表すことができる。1階部分が全国共通の基礎年金である国民年金、2階部分は企業等に勤務する国民のための厚生年金保険と公務員や学校職員などの共済年金で構成されている。この公的年金のうち国民年金は20歳になると全国民が強制加入する仕組みになっている。そしてその被保険者は職業や社会的地位によって第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者の3種類に分類される。第1号被保険者となるのは自営業者や家事手伝い、20歳以上の学生、フリーター、弁護士や医師などである。第2号被保険者、第3号被保険者となるのはそれぞれサラリーマンや公務員、サラリーマンなどの被扶養配偶者である。第1号被保険者は公的年金としては国民年金にのみ加入、第2号被保険者と第3号被保険者はそれぞれ前述のように厚生年金保険と共済年金に加入しているということだが、ここで注意すべきは厚生年金と共済年金には国民年金も含まれ、それに乗せられる形で比例報酬部分が加えられているということである。これら公的年金を補完し、企業年金や個人年金がこの上に乗せられ年金システム全体としては3階建ての構造をとっているのである。

2-3 マクロ経済スライド調整率

そもそも、毎年の年金支給額は賃金再評価制と物価スライド制を用い、賃金上昇と物価上昇に対応するように決定されていた。賃金再評価制とは、新しく年金を受給し始める人の年金額をそれまでの平均賃金の上昇に合わせて、上昇させる制度である。物価スライド制とは、すでに年金を受給している人の年金額をその時の物価上昇に合わせて上昇させる制度である。つまり、高齢者が現役の頃に比べ支給額が目減りを抑えられるようになっていた。マクロ経済スライド調整率は、賃金再評価制における平均賃金の上昇率の反映のさせ方と物価スライド制による物価上昇率の反映のさせ方をともに抑制することによって、年金の支給水準の自動的な上昇に抑制をかけるものである。政府は、年金被保険者数の減少として 0.6%、平均余命の伸びに対して 0.3%の計 0.9%を物価上昇率及び平均賃金上昇率から差し引いて適用するとしている。例えば、実際の物価上昇率が、1%で平均賃金上昇率が 2.1%だった場合、すでに受給している人の年金給付額は、 $1 - 0.9 = 0.1\%$ の上昇幅に抑えられ、新しく年金を受給し始める人の年金給付額は、 $2.1 - 0.9 = 1.2\%$ の上昇幅に抑えられる。

政府としては上記のようなマクロ経済スライド調整率による年金給付の減額を行うことにより、年金会計のバランスを維持していくことを考えている。

しかし、政府の意図したとおりには、機能していない。2004 年からマクロ経済スライド調整率は導入されたが、2004 年から現在まで物価や賃金が上昇することはなく、一度も適用されたことはない。マクロ経済スライドは、給付額の上昇を抑えるものであるが、そもそも物価や賃金が減少するような場合においては、さらなる支給の減額は行われないように設計されている。

従ってマクロ経済スライド調整率は、公的年金制度維持において、効果を発揮していない。

2-4 年金制度の歴史

日本で最も古い年金は明治の軍人制度であるが、現在の年金制度に通ずる国民皆年金の制度の始まりは戦費調達を目的としていた。戦後は職域ごとに年金制度が整備されたが、産業構造の変化等による財源不足や納付する保険料と給付額の不公平の発生等のため職域ごとの制度から全国民共通の基礎年金制度が導入されたということである。

このように、政府の財源事情から多々の変遷を経て現行の制度に至っており、少子高齢化が急激に進行する昨今に適合しない賦課方式を無理に継続させる必要はないと我々は考える。

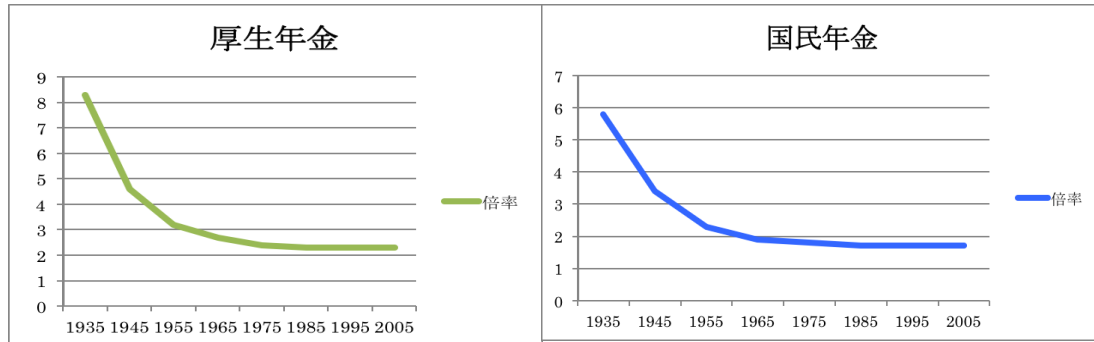
昨今は年金記録問題や急速な少子高齢化による人口構造の変化、第 3 号被保険者未納といった懸案事項が国民の年金不安をまねき、国民の年金未納問題が深刻化している。少子化については前項で具体的に触れているとおり出生率は 2 を上回ることなく低迷しており何らかの画期的な少子高齢化政策が新たに打ち出されない限りこのままでは進行の一途をたどるであろう。このような状況の中でその上年金問題が依然として是正されなければ、現行制度の仕組みからいって比較的近い将来に維持できなくなり破綻することは自明であると我々は考える。現在年金積立金が約 200 兆あり、また年金給付の半分を税金でまかなってはいるものの、財源は逼迫するばかりであり、世代間格差が大きく拡大していく。社会保障の一環としての年金だが、世代間格差がこれほどにまで拡大するならばなおさらそれも年金未納のインセンティブとなるのみである。そこで我々は今後の日本社会においては社会保障に関して世代間の公平性に重きをおくべきであると考え、そしてそれを前提として積み立て方式の導入・移行を提言するに至る。

第 3 節 世代間格差の進行

3-1 世代間格差

世代間格差とは、保険料の支払額に対してどれだけの年金が支給されるかが、世代間で大きく異なっているという問題である。2004年改正後の世代間格差を比較してみると、厚生年金では、1935年生まれの人は、平成16年の価値に換算して670万円の保険料負担で、5500万円の年金給付を受けており、拠出に対する受給の倍率は8.2倍になる。1965年生まれの人の場合、2200万円の保険料負担で、5600万円の給付を受けており、倍率は2.5倍である。これを比較すると、3.3倍の開きがある。また、国民年金では1935年生まれの人が、230万円の保険料負担で1300万円の給付を受けており、倍率が5.8倍である。そして1965年生まれの人は、830万円の保険料負担で1600万円の給付を受けており、倍率が1.9倍となっている。およそ3倍の開きである。

(これらの金額は、保険料負担額及び年金受給額を年金受給が始まる65歳時の価格に換算し、物価上昇率で平成16年の価格に割り引いて表示したものである。)



3-2 年金扶養率の上昇

年金扶養率とは1人の高齢者を何人で支えるかを示す指標である。少子高齢化に伴い、この値も上昇し、年々現役世代に対する負担が重くなってきている。生産年齢人口(15~64歳)を支え手とすると、1990年には65歳以上の高齢者を5.8人で支えていたが、2000年には3.9人、2010年には2.8人になっており、このまま少子高齢化が進めば2050年には1.4人で1人の高齢者を支える社会が到来するであろう。

3-3 世代間格差の原因

それではどうしてこのような世代間格差が生じてしまったのか。原因として考えられるものは2つある。一つ目の原因は少子高齢化による人口構造の変化によるもので、2つ目は現在の年金方式である賦課方式によるものである。

まず、少子高齢化にともなう人口構造の変化に原因があるというものについて考察する。すでに述べたように日本は現在、世界に類をみない速さで少子高齢化している。少子高齢化は、年金制度を維持していくうえで無視できない重要なものである。しかし、少子高齢化はライフスタイルの変化にともなうものでもある。例えば、晩婚化や非婚化、女性の社会進出といったことは個人の選択にかかわるものである。これは、政策による変更は難しく、また、政策によってどの程度の効果が出るのかが未知数であるため、少子高齢化への対策は世代間格差の抜本的な解決にはならない。

次に、賦課方式に原因があるというものについて考察する。現在採用されている賦課方式は現役世代から保険料を徴収しそれをその時々の高齢者に給付するという方式であるので人口構造に影響を受けるものである。しかし、女性の高学歴化、社会進出を背景とした少子高齢化が急激に進行する今日では、様々な少子高齢化政策が打ち出されているにもかかわらずあまり功を奏していない現状である。今後も何らかの少子高齢化政策が施行されたとしてもその効果が即社会全体に反映されるということはあまり期待出来ない。これからの年金制度としては、進行する少子高齢化に対応するため、人口構造の変化の影響をなるべく受けず、世代間格差を是正できるものにならなければならない。そういった制度に移行することが、若年層の将来の年金に対する不安を解消することにもつながる。国民の間に広がる年金不安が解消されれば、未納問題解決にもつな

がる。そこで、私たちが考えるのが、現在の年金制度を抜本的に見直し、賦課方式から積み立て方式へ移行するというものである。

第4節 賦課方式の終焉

4-1 現年金制度の終焉

上記のように公的年金制度は、少子高齢化社会の進展によってますます苦しいものとなる。現在の一般会計による負担は、23年度予算 10兆 3847億円 社会保障関係費の 36.4% 国家予算の 11.2%にも及ぶ。そもそも一般会計からの繰入れなしで、年金特別会計のみで公的年金の制度を維持出来ない時点で問題なのである。

公的年金制度は“保険料負担を上げる”“年金給付額をさげる”“年金給付開始年齢を引き上げる”“一般会計から資金を調達する”などの方法で持続させることは可能である。

しかしながら、賦課方式とは、元来世代間扶養の考えを基礎とするものである。すなわち、その時代の高齢者に支払われる年金財源は、同時代の現役世代から徴収した保険料で賄うのである。今までは勤労世代一人当たりではあまり負担をしなくても、お年寄りの年金給付をカバーすることができた。これは経済成長率が高く、勤労世代の賃金が上昇し、また勤労人口が増加していたためである。賦課方式の年金制度の収益率である賃金上昇率プラス勤労人口上昇率が高かったため、賦課方式は効率的な年金制度として機能していた。しかし、これからは高い経済成長率は期待できず、若い人の賃金の伸びも期待できない。しかも、勤労人口が減少している現在、少ない人数で多くのお年寄りの年金を支えなくてはならない。したがって、このまま賦課方式を維持すると、年金負担は所得税負担よりもはるかに多くなっていくだろう。しかし、私たちが問題とするのは、現状の年金制度の維持によって、ますますの世代間格差が生じる事である。世代格差が広がり、将来世代に巨額の負担が強いられるのは問題である。以上のように、公的年金を技術的に維持することは可能であるが、高齢、現役世代のみが納得でき将来世代が納得出来ない制度では、制度維持は難しい。将来世代の負担についても軽減出来るような制度を考えていかなければ、公的年金の制度維持は困難を伴う。

第5節 これからの年金制度

以上のように、これからの年金制度の維持を考えると、将来世代の負担をいかに低減させていくかが論点である。

以下では、将来世代の負担軽減の手段に焦点を当てることにしよう。

①固定資産税の一部を年金の目的税とし、公的年金受給者の固定資産税を上げる。

土地や家屋などの固定資産を多く所有している場合の高齢者は、老後の生活に貧窮していることはあるはずがないので、多くの負担を強いることが出来る。

②相続税を上げる

過去の年金受給者の相続資産には、過度に支払われた年金を含んでいるはずなので、相続税を上げるべきである。また、基礎年金の内3分の1（現在は2分の1）は国庫負担なので、それに応じた年金支払い額を国に返す（クローバック制度）も現実的であるかもしれない。

③年金目的消費税を導入する。

消費税負担は将来世代には、国債の発行に比べると低負担となる。年金支給が多いとされる高齢者や、現役世代に高負担となる。従って消費税を増税することは、世代間格差是正に貢献すると考えられる。

④年金制度を実質的賦課方式から積み立て方式に変える。

現在政府は、わが国の公的年金制度を修正積み立て方式としている。しかし実質的には、自転車操業である賦課方式となんら変わりはない。現在のこの制度を積み立て方式にすれば年金財政がいかに崩壊しているかわかる。

現在は自転車操業で年金をうまく回しているように見えるが、実際は、500兆円以上の債務超過である。500兆円以上の積立金が不足しているのである。現在の修正積み立て方式（実質的には賦課方式）では、この積立金不足が国民にはっきりとは示されていない。これを積み立て方式にする事によっていままで隠されていた積立金不足が顕在化するのではないか。それによって国民の意識の中に、この債務超過である年金財政に対する問題意識がより明確に芽生えるであろう。

⑤公的年金を廃止する。

公的年金を廃止することで、国債の発行などによる将来世代への終わりの見えない負担のサイクルを切断する事が可能となる。我々の考える年金の意義は、世代間の公平性である。高所得者から低所得者への所得再分配の側面もあるが、第一義的な意味は前者である。後者は、生活保護や医療保険などの拡充などでフォローできよう。この第一義的な年金サービスは、国家でなくとも民間のサービスで十分提供出来るのではないであろうか。民間の年金サービスに加入することを強制することで解決できる。この議論は、公的年金維持という観点からは根本から逸れてはいるが、民間に年金サービスを任せることで将来世代の負担を軽減するものとなっている。

以上のように将来世代の負担軽減政策は、いろいろ挙げられるが、我々は、賦課方式から積立方式に切り替える政策を採用する。第2章やそれ以下では、積立方式の利点やその意義について詳しく論じる。

第2章 年金積立方式

第1節 積立方式とは

1-1 年金積立方式

年金制度における「積立方式」とは、若い現役時代に支払った保険料を積み立て、老後にそのお金を受け取る仕組みのことである。この点において公平性があるといえる。賦課方式と積み立て方式の詳細な比較検証は本章第3節で論ずる。

1-2 積立方式のメリット

現在の賦課方式から積み立て方式に移行することによって、大きく分けて三つのメリットがあると考えられる。一つ目は、積立方式では自らの負担と自らの給付が連動しているため、受益者負担の原則に合致していることである。二つ目は、現行の賦課方式を今後も続けていくと現在年金を受給している世代が約 5%から 26%ほどの受給超過率であるのに対し、現役世代・将来世代は約 14%の支払い超過となる。ここで、受給超過率とは生涯受給額から生涯保険料額をひいたものを受給超過とすると、この受給超過の生涯賃金に対する比率のことであり、これは、生涯受給額の生涯賃金に対する比率である生涯受給率から傷害保険料率をひいたものである。しかし、積立方式は各世代が自己の老後の年金受給と勤労時代に納める金額が合致する仕組みであるため、積立方式のもとでは年金加入者が老後に受け取る年金受給額が、勤労時代に納める金額の元利合計と等しくなる(実質価値変動分は除く)。つまり、賦課方式のもとでは自らが支払わなければならない額に対し、自らが受け取ることができる金額が小さくなってしまふ。したがって、賦課方式では年金負担により勤労意欲が抑制されてしまふが、積立方式では払い込んだ金額と給付額が直結しているため、年金負担による勤労意欲の抑制はなくなるといえる。三つ目は、積立方式は世代間の所得再分配を行わず、世代内で財政収支を完結させ、全世代が市場収益に基づいて給付を受け取ることとなるため、収益率が人口構成の影響を受けることなく、世代間における格差などは生じない。つまり、今後の出生率と労働人口の低下を想定すると、年金の収益率としてみた場合、賦課方式よりも高い収益率が期待できることである。これについては第3章1節で分析する。

1-3 積立方式のデメリット

積み立て方式にはデメリットも存在する。一つは二重負担の問題である。二重負担の問題とは、移行期の勤労世代が自分の親の世代の給付と自分の世代の積立と同時に行う問題のことである。もう一つはインフレに対応できないことである。これらの積立方式に対する批判は本章第2節で論ずる。

第2節 積立方式に対する批判

2-1 二重負担

ここからは現在言われている積立方式に対するいくつかの批判について述べていきたい。第1に言えることは積み立て方式に移行する際に生じる二重負担問題である。二重負担とは積立方式に移行する際に、高齢者に支払うべき年金のための負担と現役世代が自らの老後の年金のために支払う保険料との2つの面で負担が生じるというものである。現在の日本の財政状況を見ると歳入の半分を公債費で賄い、歳出の3割を社会保障費に回しているという状態である。その上、少子高齢化により年々社会保障費は増加の一途をたどり、この社会保障費が財源を圧迫しているといっても過言ではない。このような状況がある中で二重負担に対する財源を捻出できるのかという不安が専門家の中に渦巻いている。

2-2 物価変動

次に物価変動の問題である。積立方式は単に自らの資産を貯蓄していく形になるので、貯蓄時と年金受け取り時に貨幣価値のギャップが存在する可能性がある。つまり、インフレ時には積立金の目減りが生じるということである。実際、消費者物価指数の推移を見てみると1950年に100円だったものが2009年には約800円になっている。1970年代から1990年前後までは急激な上昇が確認できるが、この期間に「高度経済成長」「二度のオイルショック」「ニクソン・ショック」などが含まれており、複数の要因が物価を押し上げたためインフレが起きた。このように給付の際に人々の生活水準が保たれない年金額だった場合、政府の補てんが上乘せされてかかることとなるため、財源を圧迫してしまう。

そして積立方式に移行した際に予算制約に中立的な積立方式を政府が行う必要はないのではないかという批判である。これはつまり、積立方式に移行すると、自らの資産を積み立てていく形になるので、政府がただの貯金箱になってしまうのではないかということである。これでは政府側としても様々な経費を使い、政府がこの役割を担う効用は全く存在しない。一方、国民側にとってもただ自分の資産を積み立てるだけなら政府に積立ようが銀行に預けようが変わらない。むしろ銀行のほうが利率が高ければ政府よりも銀行に預けるインセンティブが働く可能性も考えられる。

以上の3点が積立方式の批判として主に挙げられる。このような批判をカバーする案というものを後述する分析によって解決の方向に進めていく。そもそも完全な策というものは存在しない。すべての策にメリット・デメリットが存在する中、国民と政府側がともに妥協できる点を見つけ出し、一番将来世代に負担の無い策というものを提案していきたい。

第3節 積立と賦課の比較

まず積立方式の特徴について述べていく。積立方式については前述したが、若い現役時代に払い込んだ金を積み立て、老後にそのお金を受け取る仕組みである。積立方式にすることで自らの年金は自らの資産で積み立てるため現在の賦課方式のデメリットでもある世代間の格差というものは解消されるはずである。その上、賦課方式が抱える問題であるのだが、社会の人口構造に左右されるという点があげられる。賦課方式は現役世代が減ると収入が減り、年金受

給者が増えると支出が増えるということだ。一方積み立ては自らの資金をためるだけなので人口構造に左右されない。しかし前述したデメリットも存在する。

一方、賦課方式の特徴について述べていく。賦課方式とは労働世代が払い込んだ金を現在の高齢者に支給する仕組みである。この方式のメリットとしては現役世代の保険料がそのまま年金受給者に渡されるので物価変動に関しては全く気にする必要がない。その上、年金は現役世代から受給者にわたるため積立方式ほど管理費というものがかからない。しかし、ここで現役世代である私たちにとって重大な問題となるのは、「世代間格差」というものである。この問題は少子高齢化が進む現代において、年々現役世代の負担が増えているにもかかわらず、給付は減少の一途をたどっているというものだ。次に賦課方式は資本蓄積を妨げ、利子率を上昇させ、社会的厚生が悪化するという点である。これらの2つの方式を比較してみると現状では賦課方式は少子高齢化により成立しなくなる可能性が高いと考えられる。そこで賦課方式の制度を調整して年金制度を運営していくよりも制度自体を改革する。つまりは、積立方式に移行し、移行に伴う問題を検証する。そのうえで、具体的な解決策を提案していく。

第4節 積立の種類

この節では積立方式について考えられる種類について述べていく。我々が考える積立方式の種類は全部で4パターンあるので順を追って1つずつ説明していく。まず、1つ目は1階、2階部分を全て積立によってまかなうという方法である。これは完全積立化であり、現在の賦課方式の財源を積立にしたものである。2つ目は1階を積立と税金によってまかない、2階を積立にするという方法である。この方法は個人で積立をすることが難しい人に関して税金を用いて補填するというものである。3つ目は現在存在する2階部分を廃止した上で、1階部分を積立のみでまかなう方法である。この方法は1階部分の水準を現在の制度より充実したものにし、2階部分に関しては個人の裁量に任せるというものである。4つ目は3つ目と同様現在の2階部分を廃止した上で、1階部分を積立と税金によってまかなうという方法である。この方法に関しては2つ目と同様、保険料の支払いが難しい人のために税金を用いて補填するというものである。

第5節 我々の考える積立方式

積立方式といっても上記のように多くの方法がある。この節では本稿で考える積立方式について説明していく。まず、現在の制度の2階部分にあたる比例報酬部分を廃止し、1階部分だけに一元化する。その上で、1階部分の基礎年金の水準を今以上に充実させるというものである。では、なぜ2階部分を廃止するのかという説明に移る。

公的年金の意義は、年金保険における逆選択や、社会保障によって生じるモラルハザードの問題の解決、老後所得獲得能力の低下を社会的に分散することなどである。我々が公的年金の改革についての論文を書くにあたって重要視したいのは、以上の意義を維持しつつ世代間の不公平性を是正する事である。そのため、現状2階部分は上記した公的年金の意義には沿わず、世代間における年金の不公平性を是正することを新たな政策の第1義としている我々の政策提言の意図にも沿わないので不必要と考える。従って、生活の最低保障にあたる1階部分を充実させ、2階部分を廃止する。また、同時に現状複雑となっている公的年金を一元化することで国民に分かりやすい制度設計を図る。

資金に余裕がある場合は、各個人の裁量で貯蓄や保険などで老後に備えてもらうことにする。なお、積立方式財源については被保険者の積立と消費税によってまかなうことにする。財源についての詳しい説明は第4章の1節で説明することにする。

第3章 分析編

第1節 世代重複モデル

ここでは賦課方式と積立方式の収益率の比較を行う。年金問題を語る上では現役時と高齢時の二つの時点を包括的に分析できる手法が必要である。それが世代重複モデルである。世代重複モデルとは利子率、人口増加率、賃金上昇率などを組み込み現役時代と引退後の二つの時点における人々の経済行動を捉えるものである。

以下、世代重複モデルを用いて賦課方式と積立方式の特徴をあげる。

記号の扱いは以下のとおりである。(a=高齢時に受け取る年金、p=現役時に支払う保険料、n=人口増加率、r=利子率、c=消費、s=貯蓄、w=賃金、g=賃金上昇率、 γ = 賃金所得増加率とする)

1-1 積立方式の収益率

積立方式では保険金はいったん政府に預けられ個人貯蓄と同様に運用され年金として支払われる。

つまり $a = (1+r)p$

また、現役時と高齢時の予算制約は

$$c_0 \text{ (現役時)} = w - (s + p) \text{ ①}$$

$$c_1 \text{ (高齢時)} = (1+r)s + a = (1+r)(s + p) \text{ ②}$$

これらを整理すると、

$$c_0 + c_1 / (1+r) = w \quad \leftarrow \text{生涯を通じた予算制約式 ③}$$

人々は上記の予算制約式を前提に効用(c_0, c_1)の最大化を図ろうとする。

③式からは以下の事が分かる。

積立方式の場合、公的年金の存在の有無にかかわることなく生涯の予算制約は決まる。現役時と高齢時の消費も同様。

保険料が上げられれば政府の貯蓄は引き上がる一方、その分個人貯蓄は引き下げられるので、総貯蓄、さらには資本蓄積のペースに影響しない。

1-2 賦課方式の収益率

賦課方式は現在の年金支給額を次世代の保険料で調達する。保険料が現役時の所得の一定比率で徴収されるとすると、次の式が出来る。

$a = (1+n)(1+g)p = (1+\gamma)p$ ただし $\gamma = n + g + ng$ だが ng は値が小さくなるので $\gamma = n + g$ とする。

そこで現役時と高齢時の予算制約は

c_0 (現役時) = $w - (s + p)$ ④

c_1 (高齢時) = $(1+r)s + a = (1+r)s + (1 + \gamma)p$ ⑤

④、⑤式を整理すると

$c_0 + c_1/1+r = w + (\gamma \cdot r/1+r)p$ ⑥と表す事が出来る。

⑥式から賦課方式が生涯所得を増加させるかどうかは γ と r の大小に依存する事がわかる。

1-3 収益率の比較

1-2 より γ と r の大小関係によって人々の消費・貯蓄行動が決定されることがわかる。そしてこれらは賦課方式と積立方式の収益率である。これらを実際の数値で比較する。その上での仮定は以下の通りである。

一人当たり賃金率は不変 ($g=0$)、積立金利回り 0.21% (年金積立金管理運用独立行政法人 H23 第一四半期運用状況より)、 $n = -0.28$ (2005-2050 年の人口推計より)

すると $-0.28 < 0.21$ となり、 $\gamma < r$ となる。よって積立方式の方が今後の人口構造を考えると望ましいことがわかる。

第 2 節 二重負担問題の解決

2-1 二重負担

この節では、積み立て方式への移行に伴う二重負担の財源問題について検証する。そもそも二重負担とは、賦課方式から積立方式への移行により、高齢者への年金を支払うための保険料と、自分たちの老後の年金を支払うための保険料の両方を負担しなければならない世代が生まれるというものである。厚生労働省によると二重負担を解消するためには、国民年金でおよそ 50 兆、厚生年金でおよそ 500 兆、合計およそ 550 兆の費用が必要になるとされている。私たちは二重負担を今後 100 年で解消することを目標としている。その場合、単純計算で 1 年あたり 5.5 兆の財源が必要となる。

2-2 保険料方式

そこで、二重負担を解消するための 3 つの方法を検証する。まず、1 つ目は現在の現役世代が支払っている保険料に上乗せして賄うというもので、2 つ目は一時的に国債を発行することにより賄うというもので、そして 3 つ目は増税によって賄うというものである。

まずは、保険料に上乗せする方法を検証する。平成 20 年度における 15~64 歳の人口つまり生産労働人口は約 8233 万 4 千人である。5、5 兆円を生産労働人口で割ると一人当たりの保険料負担額は年 6 万 6801 円であり、月額に換算すると 5567 円となる。この額は一見すると負担できない額ではないように思われる。

しかし、ここで問題となるのはこの方法が現役世代のみから徴収している点にある。これまでの年金制度では、高齢者の方が低い負担で高い給付を受けていたが、保険料に上乗せした場合、現役世代への負担が今以上に大きくなってしまう。すなわち、世代間格差がよりいっそう広がってしまうということである。

2-3 国債方式

次に、国債で一時的に賄う場合について検証する。ここでは国債で二重負担額をまかなうと仮定する。国債を大量に発行すると生じる問題点について検証する。

まず、国債を大量に発行すると国債の価値が下がり、国債が売れにくくなるという問題点が挙げられる。国債は証券会社や銀行などで売られているが、国債が売れなければ国の財政が行き詰まってしまうことから、売れるようにするために国債の利回りを上昇させると考えられる。

日本で発行される国債の多くが「10年物の長期国債」であり、その「10年物の長期国債」の利回りが上がると銀行の貸出し金利も上昇すると考えられる。つまり、国債が大量に発行されると銀行の貸出し金利が上昇し、貨幣の流通速度が遅くなり、景気が悪くなるというデメリットが考えられる。

次に、国債を大量に発行しすぎた場合、円高が進むという問題があげられる。国債は日本だけでなく他国でも発行されている。そういう観点において、日本の国債は他国と競合する商品であると考えられる。急に日本の国債が大量に発行され、日本の国債の利回りが大きく上昇した場合、他国の国債より日本の国債の方が儲かるので、他国の国債を売り、日本の国債を買う人が増加すると考えられる。その結果、円買いの流れが大きくなり、円の価値は他の通貨に対して上昇していくので、輸出立国である日本にとって不利な円高が進行する。

そして、最大の問題は、国債の発行により財源を確保するという方法は、将来世代への付け回しでしかないということである。国債は将来世代に返済義務があるものであり、保険料で財源を賄う場合と同様に世代間格差を拡大するだけである。さらに、現在の時点で既に1000兆規模の借金がある中での巨額の国債発行は現実的な解決策とは言えない。

2-4 高齢者の過剰貯蓄

また、保険料の増額で財源を賄う場合にも、国債の発行で財源を賄う場合にも共通のこととして過剰貯蓄の問題がある。過剰貯蓄とは、文字通り必要以上の貯蓄のことであり、退職世代に顕著にみられるから、彼らに対する課税は検討すべきである。具体的に退職世代がどれほどの資産を保有しているかをみってみる。総合研究開発機構のNIRA研究報告書（2008年発行）によると家計部門における“過剰貯蓄”を定量的に把握することが試みられている。得られた結論は次のようなものである。日本の家計には、家計や個人の将来不安や公的年金制度に対する不信感などを背景として、高齢者層を中心に100兆円を超える過剰な貯蓄額が存在する可能性がある。また、年齢階層別金融資産保有総額をみると60代が479兆円で一番多く、次に70代以降の415.8兆円。その次に50代の313.1兆円というように高齢者に資産が集中しているという現状を見てとることができる。この高齢者の過剰貯蓄を消費に向かわせるためには、彼らに対する課税を検討すべきである。従って、消費税の増税や相続税の税率引き上げなどが効率性の高い税制改革として浮上する。そうすることによって世代間格差を今よりも緩和できる。

2-5 相続税方式

次に、増税によって財源を賄う方法について検証する。そして、税の中でも私たちは相続税の増税によって財源を確保する方法について検証する。

「積立方式に移行した場合の二重負担の額」

過去期間に係る給付（運用利回りを4.1%としたときの換算）

厚生年金 830兆 + 国民年金 120兆 - これまでの国庫負担（厚生 190兆、国民 60兆） - 積立金（厚生 140兆、国民 10兆） = 二重負担（厚生 500兆、国民 50兆） 合計 550兆円

では、第三の相続税で賄う方法について論ずる。

本論文では、高齢者への年金給付超過について論じてきた。相続資産には、その高齢者世代に支払い過ぎた年金給付超過分が含まれていると考えることができる。そこで、相続資産に掛かる税（相続税）を増税することで高齢者に支払い過ぎた年金を回収する方法をとる。

野村総合研究所のデータによると、相続資産は、2008年には年間80兆円にまで増加している。これからますます高齢化がすすむと考えられるので、相続資産は増加すると予測できる。

また、現状の相続税の課税状況は、以下のようである。

相続税の合計課税価格階級別の課税状況等(平成20年分)

合計 課税価格 階級区分	件数		納付税額		平均 課税価格 (a)	平均 納付税 額 (b)	負担 割合 (b)／ (a)
	件数	累積 割合	税額	累積 割合			
	件	%	億円	%	万円	万円	%
～1億円	10,750	23.1	131	1.1	8,383	122	1.5
～2億円	21,783	70.1	1,263	12.0	13,926	580	4.2
～3億円	6,601	84.3	1,346	23.6	24,127	2,039	8.5
～5億円	4,280	93.5	2,175	42.3	37,916	5,082	13.4
～7億円	1,369	96.4	1,375	54.1	58,469	10,045	17.2
～10億円	842	98.2	1,454	66.7	82,838	17,268	20.8
～20億円	639	99.6	2,079	84.6	134,401	32,538	24.2
～100億円	168	100.0	1,424	96.8	293,220	84,788	28.9
100億円超	6	100.0	369	100.0	1,796,017	615,750	34.3
合計	46,438		11,618		21,765	2,502	11.4 (備考)

1. 「国税庁統計年報書」による。

2. 当初申告ベースの計数である(修正申告を含まない)。
相続税の合計課税価格階級別の課税状況等(平成21年分)

平成20年の納付税額は、1兆1618億円となっており、これは平成20年の相続資産額の1.45%にし
か満たない。以上を考慮に入れると、相続税の増税は、二重負担解決の新たな財源になると十分
考えられる。

では具体的に二重負担に必要な相続税の税率の計算方法を述べる。

二重負担の総額は550兆であり、私たちは100年で解消することを前提としている。年5.5兆
必要である。相続資産は年80兆円であるので年率の計算は以下のようになる。

$$5.5 \text{ (兆)} \div 80 \text{ (兆)} = 0.06875$$

すなわち、相続税を年率約6.9%上昇させたら二重負担を賄える。

この相続税の年率6.9%は今までの相続税とは違い、個人の遺産総額に関係なく一律に課税され
るものとする。すなわち、現在の相続税の制度は継続し、そのうえで一律に徴収するというもの
にする。

現在の税率は、以下のようである。

相続税の税率(速算表[15][16])

課税標準	税率	控除額
1,000万円以下部 分	10%	-

3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
3億円以下	40%	1,700万円
3億円超	50%	4,700万円

国税庁HPより

現制度上では、相続税を課す前に基礎控除（5,000万円＋相続人の数×1,000万円）が存在し、税率がそのまま相続遺産に課されることはない。さらに、現状では基礎控除のため、相続税を払っている人は、全体の5.8%と少ない。従って、基礎控除から残った相続遺産に新たな税率を課しても、5.5兆を捻出することは厳しい。よって、われわれは、基礎控除を適用する前に6.9%の税率を課す。以上のような方法を用いて二重負担の解消を目指していく。

第3節 物価変動に対して

積み立て方式の問題点として物価変動に対応できない、つまりインフレのリスクに対して非常に脆弱であるということが挙げられる。インフレが続くと積み立てたお金の価値が目減りし、老後の生活に必要な年金を受け取れなくなってしまう恐れがある。

私たちが考える対応策としては、まずは年金積立金の運用利回りの向上つまりは、物価上昇圧力がかかるなか、インフレに強い資産を持つということがある。具体的に言うと消費者物価指数（CPI）が上がれば元本や利子が増える物価連動国債での運用や、原油高などで恩恵を受ける資源関連株への重点的に投資することを検討するということである。物価連動国債とは物価が上がると元本が増えるように設計した国債のことで、表面利率は一定だが元本が膨らめば元本に利率をかけた利払い額も増えるというもので通常の国債とは異なり、インフレになっても実質的な資産価値が目減りを回避できる商品で逆に物価が下がれば、元本を減らす仕組みになっているのである。このようにして運用利回りを向上させることで年金積立金を増やしていき各世代に優劣のないように給付を行うようにしていく。このように各世代に優劣のないような給付を行っていくためには年金の給付金額の実質価値を維持していく必要がある。現在の賦課方式においてはマクロ経済スライド方式が採用されているが、これは被保険者の減少などを考慮しており、積み立て方式において年金は個人の積み立てになるので物価スライド方式を行っていくと考える。これは徴収面においてもおなじである。しかし、払込保険料の運用実績により、将来年金を支払うための積立金が払込保険料を下回る場合もある。そのような場合には最低保証金を賄うために給付において税金を投入する必要がある。つまり、インフレが起こり年金積立金の実質価値が減少し、給付を行うときに受給者が損しないために国が不足分を補うということである。ではその財源はどうするのかというと、年金積立金の資金運用での運用収益により実質価値の変化分を補てんできるようにすることを目標とする。また、運用利回りのいい世代、悪い世代での格差が生じないためにも資金運用収益で余った金額は実質価値変動分の予備としての変動準備金として貯蓄しておく。こうすることによって、運用収益の不足を補てんすることができ、運用利率の不確実性を払しょくすることが出来る。また、準備金が不足した場合には国庫が負担をして補てんを

行うものとする。この給付方法であれば、先にも述べたように世代内のみで財政収支を行うために世代間格差は生じることがなく、公平なものであると考えられる。それでも財源が足りなくなった時には消費税、法人税、相続税などの調整を行っていく必要がある。

第4章 国民のための年金改革

第1節 年金の給付方法

この節では我々の考える積立案についての給付と財源の2面から説明していく。

1-1 前提

厚生労働省のホームページより現在の日本の最低生活費は 107800 円であると出ている。そのため我々は上記の額を老後に毎月給付するとし、平均寿命は 83 歳と仮定する。また、内閣府経済社会総合研究所のデータより実質 GDP 成長率は現在の水準である年率 6 %、消費物価指数 (CPI) は現在の水準の 99.9 (平成 22 年を基準年) であると仮定する。さらにこの研究では年金を運用しないとする。

そうすると、老後の年金給付額は以下の様になる。

1-2 老後の年金給付額

$$23284800 \text{ 円} = 107800 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月} \times 18 \text{ 年}$$

(老後の年金給付額) (最低月額生活費) (65 歳～83 歳までの 18 年間)

これを労働世代 20～60 歳の 40 年間で積み立てる。

$$23284800 \text{ 円} \div 40 \text{ 年間} \div 12 \text{ ヶ月} = 48510 \text{ 円 (月額) (月額の保険料) となる。}$$

つまり老後に月額 107800 円を受給しようとする、労働期間に月額 48510 円積み立てておけば良い事になる。

しかし、全ての人が上記の金額を毎月支払うことは難しいと我々は考える。そこで本稿では、第 1、2、3 号全ての被保険者の保険料の半額である 24255 円を国庫負担によって支払うことにする。第 1、2、3 号被保険者の総数をもとに計算すると、合計 20 兆 74 億 6440 万円の国庫負担が必要となってくる。

1-3 財源問題

では上記の財源を得るための政策について述べていく事にする。まず、現在の国庫負担額は 10.1 兆円であるのでその財源は今まで通り利用すると考え、その金額を差し引いた 10 兆 64 億 6440 万円の財源を確保すればよいことになる。その財源を得るため、本稿では消費税の税率を上げる事を提言する。ここで、なぜ消費税の税率を上げるのかという理由を述べていく。消費税を選ぶ理由としては、消費税は誰もが自動的に支払うもので徴収漏れがないため、現在問題視されている年金未納問題を軽減できるという点や、消費税は自動的に徴収されるので日本年金機構の保険料徴収業務が縮小でき、行政コストが削減できる点があげられる。では、消費税以外の税 (主に所得税、法人税) をなぜ選ばないのかについて説明する。所得税の上昇は家計の消費を抑制し、景気を悪化させてしまう。また多く稼げば稼ぐほど多くの税金をとられてしまうため、労働への意欲をそぐ恐れがある。次に法人税だが、法人税の上昇は企業の収益を減少させ、結果的

に労働者の所得の減少につながる。消費税の上昇は消費の抑制を引き起こすといわれているが、所得税や法人税と比較すると、消費税の方が経済への影響は少ないと考える。

1- 4 消費税の税率

では、具体的な税率の話をしていく。一般的に消費税の税率を1%上げると2.5兆円の財源を得ることができると考えられている。しかし、消費税の税率をあげることで物価が上昇し、企業収益等が減少する。その結果、法人税による収入が減少し、2.5兆円の収入は得られなくなる。そこで本稿では消費税の税率を5%引き上げ、10%にすることにする。これによる収入は2.5兆円 \times 5% = 12.5兆円から法人税等の減少などにより、約11兆円になると仮定する。

1- 5 消費税増税による経済への影響

ここからは上記のことを実行した際の影響を述べていく。増税は直接的に物価上昇につながるため、個人消費が減少する。これはさらには、人件費の削減、給与削減につながりマイナス効果が考えられる。一方、本稿で提言する制度では保険料の半額は全て国庫負担によってまかなうこととなる。したがって、企業はいつさの社会保険料の負担を免除されていることになる。その金額の合計は厚生年金の保険料の半額分である12兆2127億円であり、企業所得はその分上昇すると考えられる。これは、設備投資を増加させ、雇用の増加、賃金の上昇などにつながり、家計へと還元されるというプラス効果であると考えられる。上記の2つの効果が相殺し合い、長期的に見ていくと現在の水準に収束すると考えられる。

第2節 二重負担解決策

公的年金を以上のように積立方式にすると、二重負担問題が生じる。二重負担問題は、三章の二節で述べたように、相続税の増税によって賄う。基礎控除を適応させる前に相続資産に一律6.9%税率を課す。この新たな制度によって、今まで基礎控除の制度により相続資産が納税を逃れてきた大部分の相続資産に一定の税率を課す事ができる。これによって年5.5兆の二重負担財源を捻出し、100年間で約550兆の二重負担を解消する。

二重負担に対する政策提言には、課題が存在する。それは、賦課から積立に移行する期間の前期には、5.5兆を超える年金給付財源が必要になってしまう。年金給付額は、積立移行により年々減少していくが、初年度(2010年で改正するならば)50兆を超える年金給付財源が必要になってしまう。この不足する年金財源をどのように捻出するかが問題となる。我々の考えでは、特別会計の中で負債を発行し、5.5兆が1年間の年金給付額を超えることになる移行期間後期で負債を返還するという策が考えられる。

第3節 年金積立化実現への課題

上記の通り年金積立化への政策提言を述べたが、いくつか課題は残っている。

まず、二重負担の問題に関して、我々は積立移行期間の1年間の年金給付額の予想推移を出すことができず、どれほどの負債が生じるのか正確な値を導くことが出来なかった。この点において分析不足が存在する。従って、本来ならば、負債の利払い費が生じることになるので、年5.5兆では財源は足りない事になる。

次に物価変動についてである。インフレが起こった時の対応として、我々は積立金の運用利回りを補填に利用すると述べた。しかし、実際の運用利率、インフレの程度など具体的な所までつめきれていない。

最後に消費税増税に対する経済的な波及効果について細かい検証が出来ていない。

我々の政策提言をより現実的な案にするためには上記の3点の課題を克服することが不可欠となってくる。

http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/jikeiretsu/01_02.htm

所得別人口構成 国税庁民間給与実態調査

<http://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/04/04-01-02-20.html>

年金支給総額